第2期芽室町地域公共交通
総合連携計画

平成31年3月

芽室町

第2期芽室町地域公共交通総合連携計画　目次

Ⅰ　芽室町の現況と課題 …… 1
　1　地域や公共交通の現況 …… 1
　2　公共交通に対する住民ニーズ・意見等の把握 …… 4
　3　地域公共交通の活性化に向けた課題 …… 5

Ⅱ　地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ
　一体的な推進に関する基本的な方針 …… 6

Ⅲ　計画の区域 …… 6

Ⅳ　計画の目標 …… 7

Ⅴ　目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項 …… 8
　1　施策の体系 …… 8
　2　実施事業の内容及び実施主体等 …… 9

Ⅵ　計画期間 …… 12

Ⅶ　その他計画の実施に関し芽室町が必要と認める事項 …… 12

資料　地域公共交通活性化協議会の名簿・要綱 …… 13

Ⅰ　芽室町の現況と課題

１　地域や公共交通の現況

１）芽室町の概況

本町は、十勝平野の中央部に位置し、南北 35.4km、東西 22.6km、総面積が 513.76km^2 の広さを有しており、東と南は十勝の中心都市帯広市、北は清水町・音更町・鹿追町に、西は日高町に接しています。町の総人口は 18,484 人、世帯数は 7,169 世帯となっています(平成 27 年国勢調査)。

広大な十勝平野に属し、西部は日高山脈に連なる山岳地帯で、一部は日高山脈襟裳国定公園に含まれています。市街地の北部には、十勝川が町を横断する形で西から東へ流れ、流域には広大な耕地が広がっています。南部には日高山系伏美岳・ビバイロ岳、美生ダム、新嵐山スカイパークなどがあり景勝地に恵まれています。

２）公共交通の状況

本町では、JR根室本線、路線バス、都市間バス、タクシー、スクールバス（混乗）、コミュニティバスが公共交通としての役割を担っています。

（１）JR根室本線

芽室町内には、JR芽室駅及びJR大成駅の2つの駅が立地しています。

芽室駅には、一日に帯広方面16便、清水方面13便の普通列車が停車しており、また、特急列車は、一日に札幌方面6便、帯広・釧路方面6便が停車しています。

（２）路線バス

十勝バス芽室線が帯広駅と芽室駅を連絡しており、一日に上り8便、下り7便が運行しています。また、スクール便が2系統運行しています。

（３）都市間バス

帯広－札幌間および帯広－旭川間を運行しており、札幌行きが一日に上下便各4本、旭川行きが一日に上下便各3本、芽室町内（国道38号）を経由しています。

（４）タクシー

町内のタクシー会社は、こばとハイヤー１社であり、町内の公共交通としての一翼を担っています。

（５）スクールバス

町内には、農村部に居住する児童・生徒の通学用に、スクールバスが13路線（各朝夕1便ずつ）運行されており、一般町民の混乗が可能となっています。

（６）コミュニティバス

高齢者など交通弱者をはじめとする町民の日常生活や活動を支える足として、地域間幹線系統と接続するコミュニティバス（芽室町市街地循環線）を運行しています。

表　スクールバスの運行路線

路線名		
①西士狩・美蔓線	②北明・美蔓線	③祥栄･平和線
④芽室太・関山・毛根線	⑤上芽室・渋山・新朝日線	⑥報国・上渋山線
⑦上伏古・中伏古(6線経由)線	⑧栄・北伏古線	
⑨坂の上・上伏古(10線経由)線	⑩北上美生・新美生線	⑪上美生・西伏美・雄馬別線
⑫美生・新嵐山・上美生線	⑬北伏古・大成・日甜線	

表　町内の各公共交通における主な利用対象や役割など

区分	主な利用対象	主な役割	運行主体
ＪＲ	住民全般	・近隣市町への移動 （通勤・通学・通院・買物等） ・札幌ほか遠隔地の都市への移動	JR北海道
路線バス	住民全般 （自動車を運転しない方）	・帯広市への移動 （通勤・通学・通院・買物等）	十勝ﾊﾞｽ
都市間バス	住民全般	・遠隔地の都市(札幌･旭川)への移動	バス会社 共同運行
タクシー	住民全般	・町内及び近隣市町への移動	こばとﾊｲﾔｰ
スクールバス	農村部に居住している 児童・生徒・住民全般 （自動車を運転しない方）	・農村部から各小中学校への通学 ・農村部から市街地への移動 （混乗－通院等）	芽室町 （運行委託）
コミュニティ バス	市街地に居住している 住民全般 （自動車を運転しない方）	・市街地間の主要施設への移動 （通院・買物等） ・他公共交通機関への接続	芽室町公共 交通活性化 協議会 （運行委託）

図　芽室町の公共交通の状況（ＪＲ・路線バス・都市間バス）

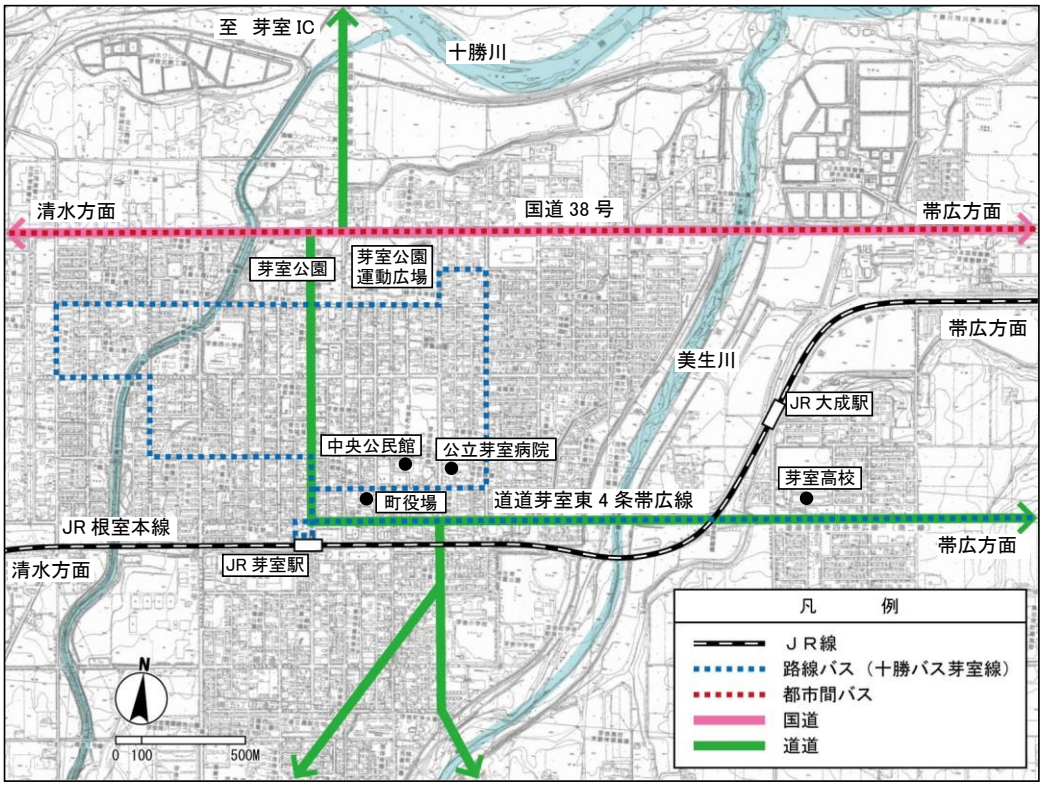

図　芽室町の公共交通の状況（コミュニティバス）

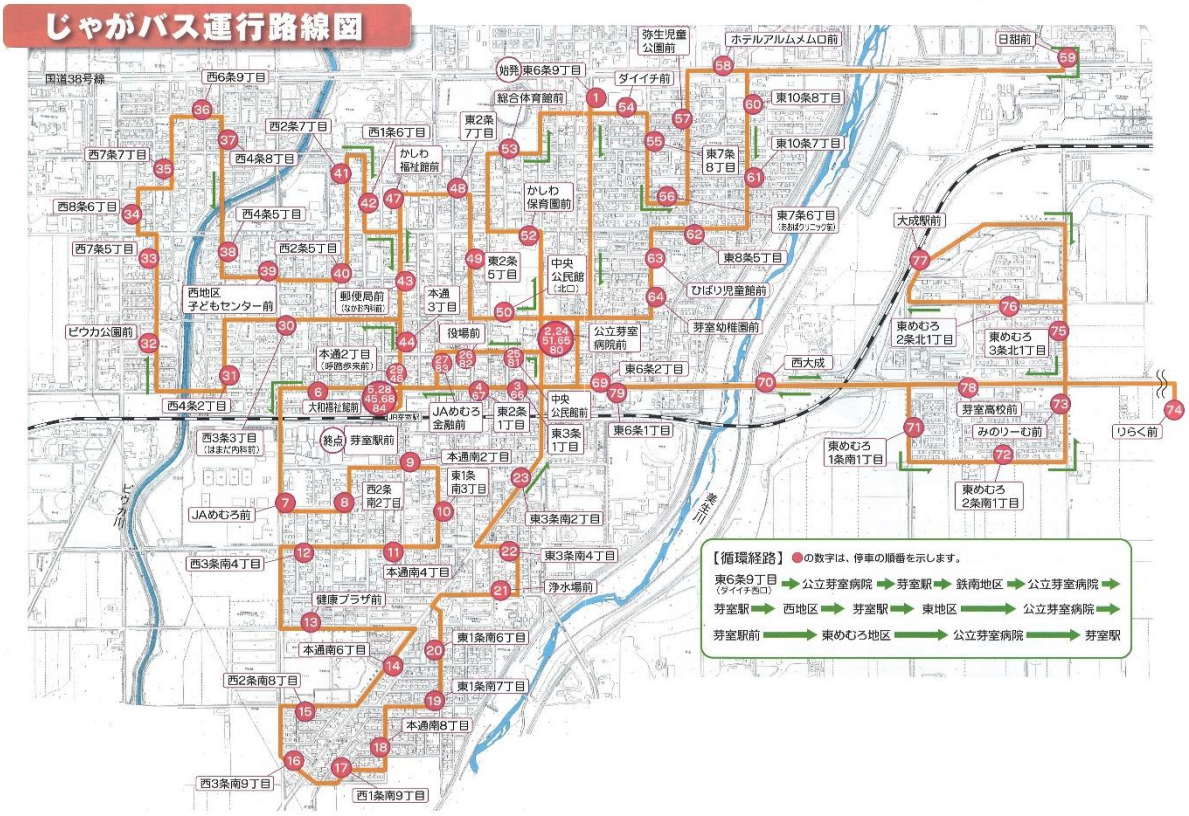

２　公共交通に対する住民ニーズ・意見等の把握

１）まちづくりに関する住民意識調査

芽室町では、住民のまちづくりに関する満足度や、これからのまちづくりに対する考え方を把握するために、毎年「まちづくりに関する住民意識調査」を実施しています。男女別各年齢層の中から無作為に対象者を抽出していることから、この調査に公共交通に関する項目を盛り込み、公共交通の利用有無に関わらず、幅広くニーズや意見を把握します。

２）広聴制度の活用

芽室町では、「ホットボイス」や、町民と町長が直接対話する「めむろ☆未来ミーティング」などにより、直接的に町政への意見を述べる機会を設けています。これらの制度により、随時、利用者等によるニーズや意見を把握します。

３）町内会等との意見交換

コミュニティバスなど、芽室町が独自に実施する公共交通について、新たな制度や大幅な変更を予定している場合には、関係する町内会・行政区などとの意見交換を行い、ニーズ把握を行うことで、地域にとって利用しやすい公共交通をつくりあげていきます。

３　地域公共交通の活性化に向けた課題

１）町民の日常生活における移動手段の確保

芽室町では、北海道の多くの自治体と同様、日常的な移動手段として、自家用車を自分で運転している割合が高く、バスなどの公共交通が占める割合は低い状況です。しかし今後、急速な高齢化の進行を背景に、公共交通に対する潜在的な需要は今まで以上に高まることが予想されます。そのため、高齢者など交通弱者をはじめとする町民の日常生活・活動を支える足として、公共交通の確保を図っていく必要があります。

２）公共交通における利用しやすさへの配慮

町民の日常生活や活動を支える公共交通に関しては利用しやすさに配慮する必要があります。特にコミュニティバスの運行に当たっては、利用目的として買物・通院等が多くを占めていること、また、午前中や日中・昼間といった時間帯での運行ニーズが高いことなどを踏まえて、住民ニーズに合致し、ＪＲや路線バスなど、既存の公共交通機関との接続を意識した運行路線や時刻を設定していきます。

３）地域が一体となった継続的な推進

公共交通の活性化を進めていくためには、行政や公共交通事業者のみならず、地域住民や町内事業者など、全町的に広く公共交通に関する課題を共有化し、まちが一体となって取り組んでいくことが最も重要です。

このため、多様な主体の連携・協力により、各主体に関わる取り組みについて積極的に実施し、地域の公共交通を継続的に確保していく必要があります。

また、町が独自に実施する交通確保対策においても、既存公共交通との連携を重視し、地域全体として公共交通を維持確保していく制度設計が重要になります。

Ⅱ　地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針

芽室町における公共交通をとりまく課題等を踏まえ、芽室町の地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針を以下のように定めます。

＜地域公共交通活性化に向けた課題＞

（１）
町民の日常生活における移動手段の確保

（２）
公共交通における利用しやすさへの配慮

（３）
地域が一体となった継続的な推進

＜地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針＞

～協働による持続可能な公共交通を目指して～

行政主導ではなく、地域の関係者（地域住民、バス事業者、町内事業者等）の総意による取り組みを進め、地域全体で支える公共交通の構築を目指す。

Ⅲ　計画の区域

この計画は、芽室町を対象区域とします。

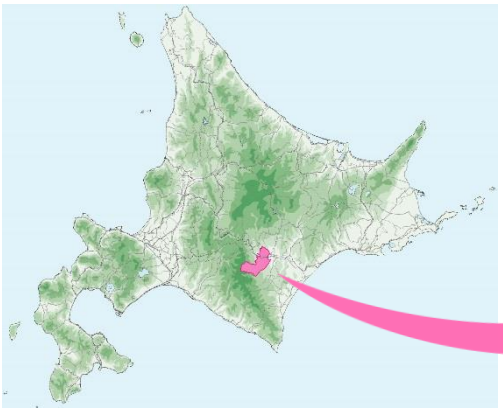

面積　：513.76km^2
広ぼう：東西 22.6km、南北 35.4km

Ⅳ　計画の目標

「地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、本計画の目指す目標を次のように設定します。

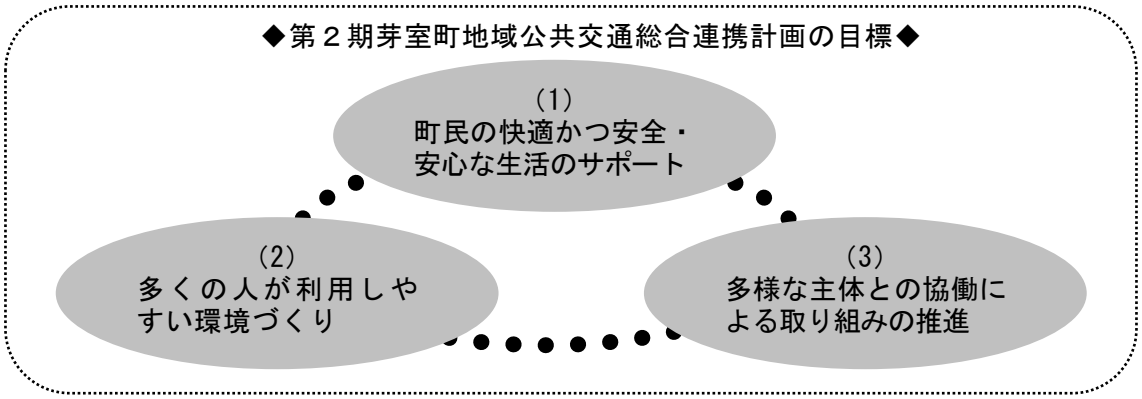

１）町民の快適かつ安全・安心な生活のサポート

町民の日常生活・活動を支える足として、市街地内を循環するコミュニティバスの運行や町内スクールバスにおける混乗利用を継続するとともに、農村部から市街地への移動に関する手法を検討し、町民の快適かつ安全・安心な生活のサポートを行っていきます。

２）多くの人が利用しやすい環境づくり

コミュニティバスの運行など、町独自の公共交通対策を行うに当たっては、ニーズを踏まえ、より多くの町民に活用されるよう配慮し、コミュニティバスについては、利用しやすい路線設定や、利用方法に関連する情報発信等を進めるとともに、交通と関連したコミュニティの醸成など、多くの人が利用しやすい環境づくりを行っていきます。

３）多様な主体との協働による取り組みの推進

コミュニティバスの運行など、町独自の公共交通対策については、行政や公共交通事業者のみならず、幅広い主体の参画を図り、制度情報の共有や意見交換や、地域・町内事業者との協働の取り組みを推進します。

Ⅴ　目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

１　施策の体系

「地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針」を踏まえ、本計画に掲げた目標を達成するため施策の体系を以下のように定めます。

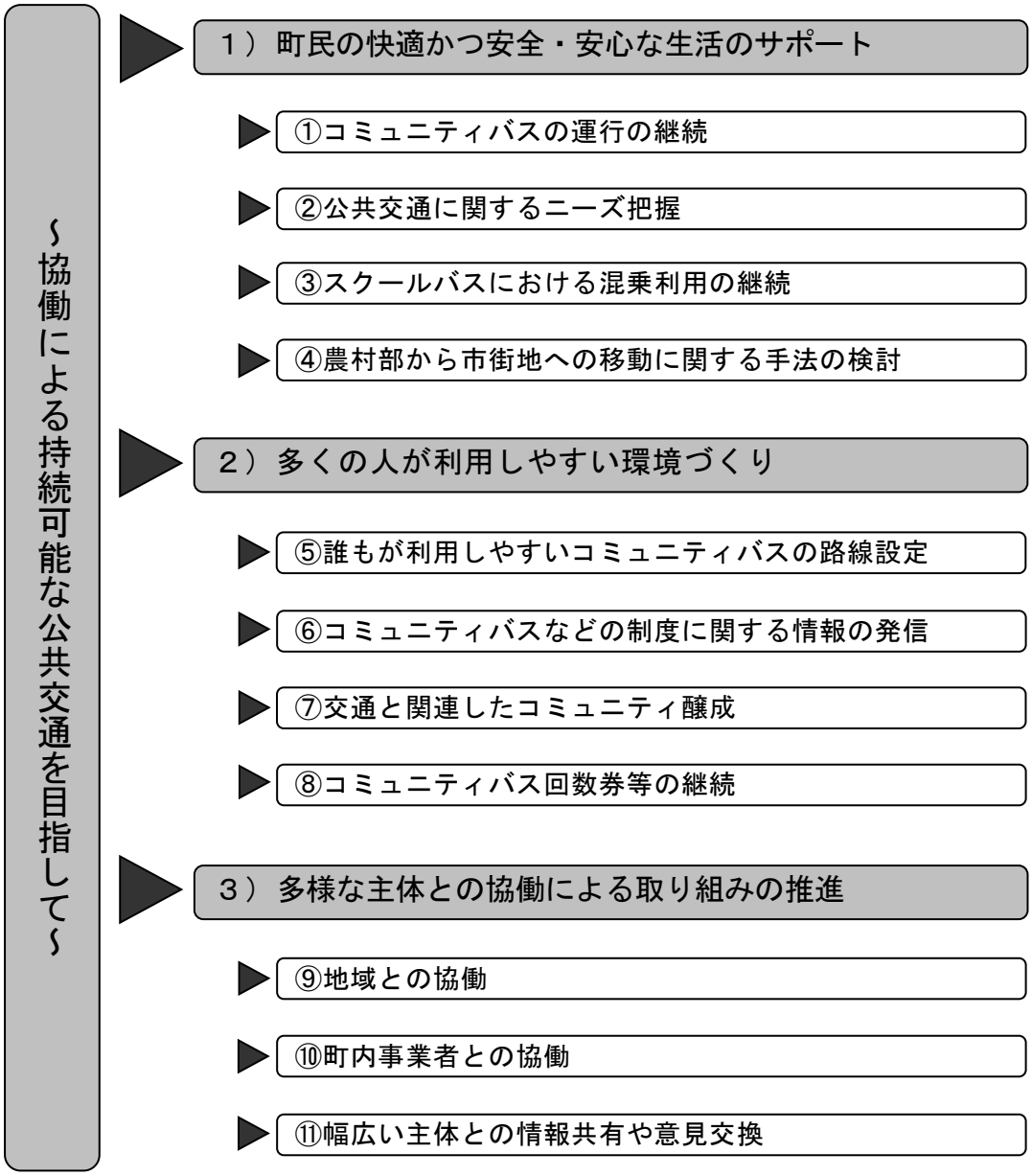

２　実施事業の内容及び実施主体等

１）町民の快適かつ安全・安心な生活のサポート

①コミュニティバスの運行継続

事業内容	・高齢者等をはじめとする町民に対し、買物・通院など日常生活の移動をサポートしていくため、市街地内を循環するコミュニティバスの運行を継続します。
実施方針	・運行に当たっては、これまでの運行実績を踏まえて、経路・時刻・便数等の設定を行います。
事業主体	・芽室町地域公共交通活性化協議会

②公共交通に関するニーズ把握

事業内容	・「まちづくりに関する住民意識調査」や広聴制度を活用し、公共交通全般に関するニーズや意向を把握し、継続的な交通確保対策実施のために必要な改善を行います。 ・新たな制度や大幅な制度改善を行う際には、関係する町内会や行政区等と意見交換などを行うことで、地域ニーズの把握に努めます。
実施方針	・コミュニティバスの運行継続や地域公共交通確保対策のニーズ把握のために実施します。
事業主体	・芽室町

③スクールバスにおける混乗利用の継続

事業内容	・町内スクールバス13路線について、一般町民の混乗利用を引き続き行います。
実施方針	・現在実施している取り組みを継続していきます。
事業主体	・芽室町、芽室町教育委員会、公共交通事業者

④農村部から市街地への移動に関する手法の検討

事業内容	・主に運転免許返納者など、農村部から市街地への移動が困難な方を対象に、タクシー運賃助成などの手法を検討します。
実施方針	・スクールバスの混乗と組み合わせて、市街地への移動を支援し、既存の公共交通へ接続することで、町外への移動へ繋げます。
事業主体	・芽室町、公共交通事業者

２）多くの人が利用しやすい環境づくり

⑤誰もが利用しやすいコミュニティバスの路線設定

事業内容	・コミュニティバスについては、子どもから高齢者まで、町民の誰もが利用しやすい路線を設定します。 ・誰もが利用しやすい、きめ細かなバス停を設置します。 ・既存路線バス及びスクールバスとの連絡を考慮した運行時刻の設定や、乗り継ぎの利便性の向上について検討します。
実施方針	・町民の利便性を最優先とした路線を設定します。
事業主体	・芽室町、芽室町公共交通活性化協議会、公共交通事業者

⑥コミュニティバスなどの制度に関する情報の発信

事業内容	・コミュニティバスなど町独自の公共交通確保対策の取り組みについて広く周知を図るため、町のHPや広報誌、ＳＮＳなどを活用します。 ・コミュニティバスについては、ポケットサイズの時刻表等を継続して作成します。
実施方針	・広報誌やホームページ、ＳＮＳなどを使い分け、幅広い世代に発信します。 ・コミュニティバスの路線図や時刻表等については、町内の公共施設などに広く配布・配置を行います。
事業主体	・芽室町、芽室町公共交通活性化協議会

⑦交通と関連したコミュニティ醸成

事業内容	・コミュニティバスにおいては、車内に各種行事・イベント情報等を周知する「動くすまいるボード」を設置し、コミュニティ空間として活用します。 ・交通機関の利用に関して、買い物やサークル参加など、目的を同じとする方々がコミュニティを醸成する場となるよう利用方法の発信に努めます。
実施方針	・情報発信の場、利用者同士のコミュニティ醸成の場としてのコミュニティ空間として活用します。
事業主体	・芽室町、芽室町公共交通活性化協議会、町内関連団体（行事等実施団体）

⑧コミュニティバス回数券等の継続

事業内容	・コミュニティバスの回数券を継続し、高齢者の外出促進をはじめ利用の促進を図ります。 ・高齢者の運転頻度減少のため、運転免許証返上者へのコミュニティバス利用券の交付等を実施します。
実施方針	・芽室町観光物産協会等との連携により、回数券を販売します。
事業主体	・芽室町、芽室町公共交通活性化協議会

３）多様な主体との協働による取り組みの推進

⑨地域との協働

事業内容	・冬期間のコミュニティバスの各バス停の除雪など、地域が主体となって取り組んでいく仕組みづくりを進めます。
実施方針	・バス停管理における地域との協働の可能性を検討し、順次推進します。
事業主体	・芽室町、公共交通事業者、町内会等

⑩町内事業者との協働

事業内容	・商業施設や、病院前にバス停を設置するなど、事業者との協働により、バスを利用しやすい環境づくりを進めます。 ・町内の商店や病院が利用できる、バス車内壁面やモニターを活用した有料広告を継続します。
実施方針	・町民の利用ニーズや、事業者との連携可能性を検討しながら、継続して実施します。
事業主体	・芽室町、商工会、商店会、各医院など

⑪幅広い主体との情報共有や意見交換

事業内容	・芽室町公共交通活性化協議会の場を活用し、幅広い主体と芽室町の情報共有や意見交換を行います。
実施方針	・スクールバスの混乗と組み合わせて、市街地への移動を支援し、既存の公共交通へ接続することで、町外への移動へ繋げます。
事業主体	・芽室町、芽室町公共交通活性化協議会

Ⅵ　計画期間

本計画は、公共交通事業者をはじめ関係団体との十分な連携・協議による推進を行うため、また、芽室町のまちづくりの最上位計画である芽室町総合計画との整合性を図るために、計画期間は中長期的視点に立ち平成31(2020)年度から平成38(2027)年度までの8年間とします。

連携計画に定める各事業については、コミュニティバスの運行主体である芽室町地域公共交通活性化協議会とも協議・調整を図りつつ、今後の町民生活や経済状況の変化を的確に把握しながら、進行管理していくこととし、計画の変更が必要な際には、関係機関との協議の上、柔軟に見直しを行っていきます。

Ⅶ　その他計画の実施に関し芽室町が必要と認める事項

本計画に掲げた、「協働による持続可能な公共交通」を目指して、事業者・町民・行政が一丸となり各種事業の推進を図らなければなりません。

資料　地域公共交通活性化協議会の名簿・要綱

１　名簿（第２期計画策定時）

	区分	所属	役職	氏名
1	町	芽室町	副町長	佐野　寿行
2	公共交通事業者	十勝バス株式会社	事業本部長	長沢　敏彦
3		こばと交通	代表取締役	小林　善之
4		かしわ交通	専務取締役	田島　直人
5		十勝地区交通運輸産業労働組合協議会	事務局長	中村　清作
6	住民・利用者代表	芽室町商工会	理事	珠玖　謙一
7		芽室町農業協同組合	経済部長	西谷　洋人
8		芽室消費者協会	副会長	野崎美保子
9		芽室町市街地町内会連合会	副会長	渡辺　博幸
10		芽室町民生委員児童委員協議会	副会長	江口　久子
11		育児ネットめむろ	運営委員	広瀬　智子
12	運輸局	北海道運輸局帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	笹治　　忍
13	警察署	帯広警察署	交通第一課長	髙木　健康
14	道路管理者	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課	施設保全室長	井上　鉄美
15	北海道	十勝総合振興局地方創生部地域政策課	課長	小林　達也

２　要綱

芽室町地域公共交通活性化協議会設置要綱

平成２２年２月２４日制定

（目的）

第１条　芽室町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の素案作成及び連携計画の実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要な公共交通の確保など、地域内公共交通の活性化に関する事項を協議するため設置する。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を河西郡芽室町東２条２丁目１４番地芽室町役場内に置く。

（事業）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴ 連携計画の素案作成の協議に関すること

⑵ 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること

⑶ 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること

⑷ 前３号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

（協議会の構成員）

第４条　協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

⑴ 一般乗合旅客自動車運送業者

⑵ 一般乗用旅客自動車運送業者

⑶ 一般貸切旅客自動車運送業者

⑷ 住民又は利用者の代表

⑸ 国土交通省北海道運輸局帯広運輸支局の職員

⑹ 関係する帯広警察署の職員

⑺　関係する道路管理者

⑻ 北海道十勝総合振興局地域政策課の職員

⑼ 芽室町副町長

⑽ その他協議会が必要と認める者

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長１名、副会長２名を置く。

２　会長は、芽室町副町長をもって充てる。

３　副会長は、会長が指名するものをもって充てる。

４　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
５　副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（任期）
第６条　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会議の議決方法は出席委員による全会一致を原則とする。ただし、本原則により難い場合は出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は会長が決するところによる。
３　会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
４　協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
５　前４項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果）
第８条　協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。
２　会長は、協議会で協議が整った事項について、芽室町長に報告しなければならない。

（分科会）
第９条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。
２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）
第１０条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
２　事務局は、芽室町企画財政課に置く。
３　事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）
第１１条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

（監査）

第１２条　協議会に監査委員を２名置く。

２　協議会の出納監査は、協議会委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

３　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１３条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議会が解散した場合の措置）

第１４条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）

第１５条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２２年２月２４日から施行する。

１　この要綱は、平成２２年４月　１日から施行する。